

## 第 34 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 10 月 11 日（金） 13 時 56 分～14 時 11 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（18 名）

1 番委員	三浦 勝志	2 番委員	齋藤 美也子	3 番委員	對馬 忠法
4 番委員	古川 榮	5 番委員	工藤 守	6 番委員	高井 美奈子
7 番委員	今井 文雄	8 番委員	大川 哲彌	9 番委員	花田 良造
10 番委員	工藤 正	11 番委員	丹代 純嗣	12 番委員	葛西 雅博
13 番委員	今井 龍美	14 番委員	柴田 博明	15 番委員	桑田 久毅
16 番委員	小山内 知寛	18 番委員	山口 知治	19 番委員	長尾 浩

4 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（6 名）

平賀-2	阿部 功	平賀-3	七戸 茂春	平賀-4	齋藤 嗣郎
平賀-5	谷川 一雄	尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一

5 欠席農地利用最適化推進委員（2 名）

平賀-1	赤平 和総	尾上-1	小野 良		
------	-------	------	------	--	--

6 出席事務局職員（4 名）

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛
主査	坂口 由香里				

7 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 129 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 130 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 131 号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について

報告第 99 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 100 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 101 号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第 102 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

## 8 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章  
唱和 (委員全  
員)

(省略)

【開会 13時59分】

議長 (今井龍  
美)

これより、第34回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は、18名中18名です。  
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
12番葛西委員、14番柴田委員の両名にお願いいたします。  
次に、会期についてお諮りいたします。  
会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。  
議案説明のため、中畑事務局長、佐藤事務局長補佐、成田碓ヶ  
関支局長補佐、坂口主査の出席を求めました。書記には、成田碓  
ヶ関支局長補佐を採用いたします。  
それでは議案審議に入ります。  
本日の議案は、お手元に配付してある議案第129号から第131  
号の3件、ほかに報告が4件でございます。  
現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そ  
のまま採決をとりたいと思います。  
はじめに、議案第129号を議題とし、事務局に説明を求めま  
す。

坂口主査

それでは、1ページをご覧ください。  
議案第129号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可につい  
て、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書  
の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添1 農地法第3条調査書、別添2 売買価格一覧と合わせて、2ページをご覧ください。

所有権移転について、205番は耕作便利による売買、206番から208番は親族からの贈与です。

件数は4件、面積23,439㎡、田9筆18,617㎡、畑7筆4,822㎡です。

次に、4ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、232番から237番は経営拡大、238番から242番は基盤法から農地法第3条への再設定によるものです。

件数は11件、面積34,298㎡、田16筆32,326㎡、畑1筆1,972㎡です。

今回、申請のあった案件については、別添1のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

何か、ございませんか。

担当委員

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第129号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第130号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

7ページをご覧ください。

議案第 130 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 3 売買価格一覧と合わせて、8 ページをご覧ください。

所有権移転について、282 番から 10 ページの 289 番までは、すべて経営拡大によるものです。

件数は 8 件、面積 30,946 m<sup>2</sup>、田 7 筆 27,129 m<sup>2</sup>、畑 10 筆 3,817 m<sup>2</sup>です。

続いて、11 ページをご覧ください。

利用権設定について、75 番及び 76 番は、ともに再設定によるものです。

件数は 2 件、面積 20,485 m<sup>2</sup>、田 9 筆 19,659 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 826 m<sup>2</sup>です。

今回、申請のあった案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 11 番丹代委員、12 番葛西委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

(「特にありません。」の声あり)

議長

それでは、議案第 130 号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 131 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

12 ページをご覧ください。

議案第 131 号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について、贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙受贈者又はその推定相続人について、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引続き行っていることの承認を求めるものです。

なお、この議案は令和 6 年 2 月 13 日開催の第 25 回総会以降に証明願が遅延して提出されたものであり、承認時と事情が異なっていないことから、今回追加で承認を求めるものであります。

農地等の生前一括贈与に伴う納税猶予を受けている対象者は、3 年に 1 度、引続き猶予を受けたい旨の届出書を税務署に提出しなければならないことになっており、届出書の添付書類として、農業委員会が発行する証明書が必要となります。そのため、対象者は税務署からの通知が届き次第、農業委員会へ証明願を提出することとしており、農業委員会では、確定申告の時期である 2 月の総会において承認した上で、証明書を発行しています。

13 ページをご覧ください。

こちらの対象者は本来、今年の 2 月総会で承認を受けるべき方ですが、農業委員会への証明願の提出を失念しており、税務署からの問合せで判明したものです。事務局から至急対象者へ連絡したところ先月末に証明願が提出されましたので、今回の総会において追加承認を求めることとなりました。

なお、こちらの対象者は夫から妻への贈与であり、引続き農業経営を行っていることから、その旨の証明書を発行する予定です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 131 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

担当委員

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、報告 4 件について、事務局に説明を求めます。

坂口主査

14 ページをご覧ください。

報告第 99 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

15 ページをご覧ください。これは、令和 6 年 8 月から 9 月までの間に、相続による届出があった一覧となります。件数は 17 件、面積 108,476 m<sup>2</sup>、田 42 筆、畑 28 筆、計 70 筆です。

続いて、16 ページをご覧ください。

報告第 100 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 4 関連案件一覧と合わせて、17 ページをご覧ください。

147 番は借受人へ売却するため、148 番は他者へ貸付するため解約するものです。

件数は 2 件、面積 3,271 m<sup>2</sup>、田 1 筆 2,128 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 1,143 m<sup>2</sup>です。

続いて、18 ページをご覧ください。

報告第 101 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

19 ページをご覧ください。

54 番は子へ贈与するため、55 番は他者へ売却するため解約するものです。

件数は 2 件、畑 2 筆 4,887 m<sup>2</sup> です。

以上です。

佐藤補佐

続いて、20 ページをご覧ください。

報告第 102 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

21 ページをご覧ください。

17 番の届出地は 22 ページのとおり、尾上中学校から南に約 500m に位置するところです。土地利用計画は 23 ページのとおりで、道路との段差解消と水はけを改善するため盛土するものです。盛土後は野菜を作付けする予定です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたら  
お願いします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て  
終了いたしました。

よって、第34回総会を閉会いたします。

**【閉会 14時11分】**